後期高齢者医療保険料における子ども・子育て支援金制度の創設について

令和８年度より、子ども・子育て支援金分の徴収が始まります！

１．概要

社会全体でこどもや子育てを応援する仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が施行されます。そのため、後期高齢者医療制度（以下「医療分」）とは別に子ども・子育て支援納付金分（以下「子ども分」）の保険料が創設されました。

２．令和８年度以降の保険料について

「医療分」と「子ども分」の合計額が年間の保険料額になります。それぞれの計算については、以下のとおりです。

医療分の計算 ※１　100 円未満は切り捨て・年８５万円上限

所得割額（所得に応じて負担）
（令和７年中の所得－４３万円）
×９．６３％（所得割率）

＋

均等割額 ※２
（加入者全員が公平に負担）
５２，５００円

子ども分の計算 ※３　100 円未満は切り捨て・年２．１万円上限

所得割額（所得に応じて負担）
（令和７年中の所得－４３万円）
×０．２５％（所得割率）

＋

均等割額 ※２
（加入者全員が公平に負担）
１，３７３円

※１　保険料は２年に１度見直しを行います。
※２　世帯主と被保険者の所得の状況に応じて、軽減される場合があります。
※３　令和１０年度にかけて段階的に構築されるため、毎年度見直しを行います。

裏面につづく

３．保険料の徴収について

年間の保険料額の決定後より、子ども分の徴収が始まります。

普通徴収（納付書・口座振替）は例年通り７月～翌年２月までの８回に分けての納付、特別徴収（年金からの天引き）は、仮徴収期間（４月・６月・８月）には子ども分が含まれていないため、子ども分を含めた保険料額確定後、本徴収期間（１０月・１２月・２月）より、徴収が開始されます。

※納付方法による保険料額の年額に違いはありません。

Ｑ＆Ａ

Ｑ.「子ども・子育て支援金」は、なぜ高齢者も負担するのですか。

Ａ．こどもたちは成長し、未来の社会保障制度の担い手になることから、こどもの育ちを支える支援金制度はすべての方にメリットがあります。そのため、高齢者の方をはじめ、社会全体で支える仕組みとしています。

Ｑ.子ども・子育て支援金はどのようなことに使われますか。

Ａ．以下のことに使われます。

①児童手当の拡充

②育児時短就業給付

③育児期間中の国民年金保険料の免除

④妊婦のための支援給付

⑤出生後休業支援給付

⑥こども誰でも通園制度

子ども・子育て支援金制度については、こども家庭庁のコールセンター０１２０－３０３－２７２までお問い合わせください。（受付時間：午前９時から午後６時まで（日曜・祝日を除く））

保険料の算定等については、山形県広域連合【〒991-0041　寒河江市大字寒河江字久保６番地　TEL 0237-84-7100】または下記あてお問い合わせください。

山形市役所　国民健康保険課　高齢者医療係 〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号（市役所１階９番窓口） ℡　０２３－６４１－１２１２　内線３５３・３５９